

# 手術に関する施設基準

1, 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして  
届け出ている手術

(1) ペースメーカー移植術及び

ペースメーカー交換術（電池交換を含む）

※年間実施件数（平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月）

14 件

(2) 経皮的冠動脈形成術

5 件

・急性心筋梗塞に対するもの

0 件

・不安定狭心症に対するもの

0 件

・その他のもの

5 件

経皮的冠動脈粥腫切除術

0 件

経皮的冠動脈ステント留置術

20 件

・急性心筋梗塞に対するもの

0 件

・不安定狭心症に対するもの

2 件

・その他のもの

18 件

※年間実施件数（平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月）

25 件

(3) 腹腔鏡下胆嚢摘出術、

胸腔鏡下肺切除術及び

腹腔鏡下虫垂切除術

※年間実施件数（平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月）

1 件